

里帰り出産などの理由で、高知県外（日本国内）の医療機関で産婦健康診査を受けた場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として、保険適用外の健診・検査費用の一部又は全額を助成します。高知県内の委託外医療機関で受診された場合も同様です。

該当される方は下記をご覧ください、受診後に健康福祉課での手続きをしてください。

●対象

令和2年10月1日以降に出産された方で、健診受診日に住民票が津野町にあり、津野町の産婦健康診査受診票の交付を受けた方

●申請期限

産婦健康診査を受診した日から半年以内

●申請に必要なもの

- ①県外の医療機関および委託外医療機関における産婦健康診査費に係る助成金申請書（様式第1号）
※申請書は津野町のホームページからダウンロードできますが、申請時に健康福祉課窓口でお渡しできますので、そこで記入いただいて構いません。
- ②産婦健康診査受診票（本人・実施医療機関記入欄の記載が必要です）
※助成を受けるために必要な検査項目があります。本ページの下部太枠内を受診医療機関へお渡しください。
- ③医療機関発行。健診費用が明記された領収書の原本（領収印があるもの）
- ④母子手帳（申請する健診・検査の記録欄の写しでも可）
- ⑤申請者名義の金融機関名・口座番号（ゆうちょ番号の場合は、他行振込用の支店名・口座番号）
※振込先は産婦ご本人の名義に限ります。

●助成の上限額

1回5,000円（最大2回まで） ※検査費用が上限額よりも少ない場合は、その額が助成額となります。

●申請場所・お問い合わせ先

津野町健康福祉課（津野町総合保健福祉センター里楽内）

住所：〒785-0202 高知県高岡郡津野町姫野々431-1

受付時間：月曜～金曜（平日）の午前8時30分～午後5時15分まで

電話番号：0889-55-2151

----- キリトリ -----

医療機関のみなさまへ

津野町では、県外の医療機関および委託外医療機関において産婦健康診査を受診する場合は、受診者が医療機関へ費用を全額支払い、後日津野町へ申請することにより助成を受ける払い戻し（償還払い）を行っています。つきましては、産婦が貴医療機関で産婦健康診査を受診した際には、受診者に費用を請求し、健診の費用がわかる領収書を発行してください。またお手数ですが、母子手帳に出産後の母体の経過（健診受診日、医療機関名、担当医師名、産婦の体重、血圧、尿検査、子宮復古の状況、悪露、乳房の状態等）をご記入、もしくはそれに相当する記録（写し）の添付をお願いします。EPDSについては必須となっていますので、お手数ですが写しをご本人にお渡しくださいますようお願いいたします。様式については、津野町が発行した産婦健診受診票裏面の様式をお使いください。

なおご不明な点や受診結果から早急な対応が必要と判断された場合には、津野町健康福祉課までご連絡をお願いします。

連絡先：高知県津野町健康福祉課（津野町総合保健福祉センター里楽内）0889-55-2151